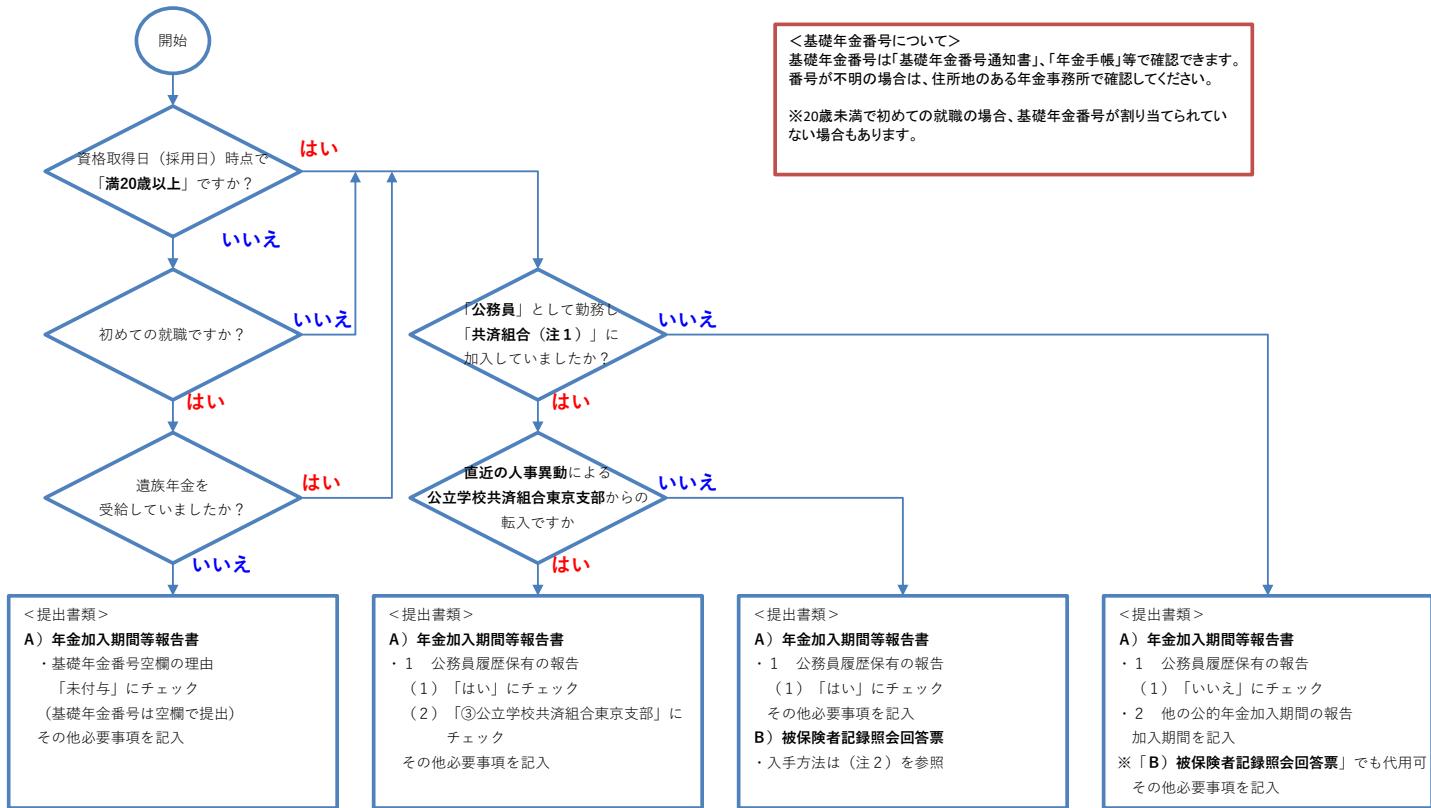


## 組合員資格取得者の年金課への提出書類 判断フロー

### 1 「A) 年金加入期間等報告書」及び「B) 被保険者記録照会回答票」の提出判断



### 2 「C) 年金受給権者再就職届(公務員用)」及び「D) 年金証書(原本)」の提出判断



(注1) 共済組合とは、国家公務員共済組合及び、地方公務員共済組合法第3条で定められている共済組合等を指します。具体的には、国家公務員共済組合(1組合)、市町村職員共済組合(47組合)、指定都市職員共済組合(10組合)、都市職員共済組合(3組合)、地方職員共済組合(1組合)、公立学校共済組合(1組合)、警察共済組合(1組合)、東京都職員共済組合(1組合)になります。共済組合に該当するか不明な場合は本人の前職場に問い合わせるか、注2の資料を取得して確認してください。

(注2) 「被保険者記録照会回答票」は、本人が住所地のある日本年金機構の年金事務所に電話にて請求してください。数日以内に郵送されます。また、日本年金機構が運営する「ねんきんネット」登録者はweb上で取得し、これを印刷し提出することも可能です。（ねんきんネット画面の写しより、ねんきんネットでダウンロードした被保険者記録照会回答票を推奨します。）また、当該データは年1回更新のため、今回の採用日から過去2年以内に雇用主や加入年金制度が変更している場合は情報が反映されていない可能性があります。そのため、「被保険者記録照会回答票」を請求する場合、年金課では郵送で請求することを推奨します。

(注3) 年金受給者（老齢給付、障害給付。年金払い退職給付含む。）の採用について・・・年金受給者は採用後、都共済より年金が支給されます。採用前に他の共済組合（都共済も含む）から年金を受給していた場合は「年金受給権者再就職届（公務員用）」及び「年金証書の原本（コピーは不可。原本は返却しません）」の提出が必要になります。なお、都共済から年金を受給している者については、「年金証書の原本」の提出は不要です。これらの書類を提出すると他の共済組合からの年金の支給が停止され、都共済で裁定後に新たに年金の支給が開始されます。書類の提出が遅れると都共済と他の共済組合間で年金の支給停止情報が伝わらず、年金の過払いなどの重大な事案が発生します。これまでにも年金の過払いが発生した際は、組合員本人がかなりの金額を返戻する例もあり、本人にとって非常に重い対応を強いることになります。このような事態があることを本人に説明し、速やかに「年金受給権者再就職届（公務員用）」及び「年金証書の原本」を提出するよう対応してください。